

○厚生労働省告示第百七十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般医薬品等を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般医薬品等

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 L-アスパラギン酸カルシウム
- 四 アゼラスチン

- 五 アモロルフィン
- 六 アルミノプロフェン
- 七 アンブロキシール
- 八 イコサペント酸エチル
- 九 イソコナゾール
- 十 イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）
- 十一 イトプリド
- 十二 イブプロフェン
- 十三 イブプロフェンピコノール
- 十四 インドメタシン
- 十五 ウフェナマート
- 十六 エキサラミド
- 十七 エコナゾール
- 十八 エバスチン
- 十九 エピナスチン
- 二十 エ普拉ジノン

- 二十一 エメダスチン
- 二十二 オキシコナゾール
- 二十三 オキシメタゾリン
- 二十四 オキセサゼイン
- 二十五 カルボシステイン
- 二十六 クロトリマゾール (臍カンジダ治療薬に限る。)
- 二十七 クロモグリク酸
- 二十八 ケトチフェン
- 二十九 ケトプロフェン
- 三十 ゲファルナート
- 三十一 シクロピロクスオラミン
- 三十二 ジクロフェナク
- 三十三 シメチジン
- 三十四 ジメモルファン
- 三十五 スルコナゾール
- 三十六 精製ヒアルロン酸ナトリウム

- 三十七 セチリジン  
三十八 セトラキサート  
三十九 ソイステロール  
四十 ソファアルコン  
四十一 チオコナゾール  
四十二 チキジウム  
四十三 チメピジウム  
四十四 テプレノン  
四十五 テルビナフィン  
四十六 トラニラスト  
四十七 トリアムシノロンアセトニド  
四十八 トリメブチン  
四十九 トルシクラート  
五十 トロキシピド  
五十一 ナプロキセン  
五十二 ニコチン

- 五十三 ニザチジン
- 五十四 ネチコナゾール
- 五十五 ピコスルファート
- 五十六 ビソキサチン酢酸エステル
- 五十七 ビダラビン
- 五十八 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
- 五十九 ビホナゾール
- 六十 ピレンゼピン
- 六十一 ピロキシカム
- 六十二 ファモチジン
- 六十三 フェキシソフェナジン
- 六十四 フェルビナク
- 六十五 ブチルスコポラミン
- 六十六 フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）
- 六十七 ブテナフィン
- 六十八 プラノプロフェン

- 六十九 フラボキサート
- 七十 フルチカゾンプロピオン酸エステル
- 七十一 フルニソリド
- 七十二 プレドニゾロン吉草酸エステル
- 七十三 プロピベリン
- 七十四 ブロムヘキシン
- 七十五 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
- 七十六 ベタメタゾン吉草酸エステル
- 七十七 ヘプロニカート
- 七十八 ベポタスチン
- 七十九 ペミロラストカリウム
- 八十 ポリエチレンスルホン酸
- 八十一 ポリエンホスファチジルコリン
- 八十二 ミコナゾール
- 八十三 メキタジン
- 八十四 メコバラミン

八十五 ユビデカレノン

八十六 ラニチジン

八十七 ラノコナゾール

八十八 ロキサチジン酢酸エステル

八十九 ロキシプロフェン

九十 ロペラミド

九十一 ロラタジン